

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	脇山建設		代表者名	脇山 隆昭
主たる営業所の所在地	佐賀県唐津市妙見町 7 1 1 1			
許可番号	佐賀県知事許可 (般 - 1) 第 12075 号	許可を受けている建設業の種類	土、水	

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 2 年 6 月 1 1 日	処分を行った者	佐賀県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項第 3 号		
<p>処分の内容（指示処分）</p> <p>1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。 (1) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、従業員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。 (2) 社内及び工事施工現場における安全管理体制の整備・強化を図ること。</p> <p>2 前項各号について講じた措置(貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。) について、速やかに文書をもって報告すること。</p>			
処分の原因となった事実		労働安全衛生法違反	
<p>脇山建設は、平成 30 年 12 月 5 日、佐賀県伊万里市二里町の給水管布設工事現場において、重機を用いて掘削作業を行うに当たり、誘導員を配置することなく、運転中の重機の作業範囲内に労働者を掘削状況の確認作業のために立ち入らせ、重機と作業員との接触防止に必要な策を講ずることなく、結果、作業員の 1 名が頭部をバケットと側溝との間に挟まれ負傷する事故を起こした。 これにより、同社代表者は労働安全衛生法違反により、罰金 2 0 万円の刑が確定した。 このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項	相互通報制度による通報（佐賀労働局）		